(4)　占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から一六〇MHz及び三二〇MHz離れた周波数の（±）八〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

ルからヌまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

五　［略］

六　［略］

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　送信装置の空中線電力は、前条第三号トに掲げる条件（表ウの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のものに限る。）を除く。）によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。

［四～九　略］

［2　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　略］	［略］	［略］
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［1～5　略］ 6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1)　5,150 MHzを超え5,350 MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2)　［略］ ［7　略］	［略］
［9　略］	［略］	［略］

［注１～57　略］

四　［同上］

五　［同上］

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　［同上］

［一・二　同上］

三　送信装置の空中線電力は、前条第三号ト（(3)を除く。）に掲げる条件によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。

［四～九　同上］

［2　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　同左］	［同左］	［同左］
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［1～5　同左］ 6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2)　［同左］ ［7　同左］	［同左］
［9　同左］	［同左］	［同左］

［注１～57　同左］